

平成 30 年 第 4 回 定 例 会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成 30 年 12 月 12 日 開会

平成 30 年 12 月 18 日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成30年第4回鳴沢村議会定例会会議録

平成30年12月12日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	渡邊明雄
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	佐藤博水	10番	欠員

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 副村長 渡邊昭訓
教育長 渡邊伸一 総務課長 渡辺一博
税務課長 渡辺英博 企画課長 渡辺安司
福祉保健課長 三浦寿得 住民課長 小林昌信
振興課長 木暮富人 教育課長 渡邊 積
会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充
議会事務局長書記 渡辺和彦

7、会議事件

議案第41号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める

件

議案第42号鳴沢村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を
改正する条例を定める件

議案第43号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件

議案第44号鳴沢村100歳長寿祝金支給条例の一部を改正する
条例を定める件

議案第45号鳴沢村高齢者厚生年金支給条例の一部を改正する条
例を定める件

議案第46号平成30年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）

議案第47号平成30年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）

議案第48号平成30年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算
（第2号）

議案第49号平成30年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第
1号）

議案第50号平成30年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予
算（第1号）

8、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 会期の決定

日程第4 議案第41号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する
条例を定める件

日程第5 議案第42号鳴沢村職員の自己啓発等休業に関する
条例の一部を改正する条例を定める件

日程第6 議案第43号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を
定める件

日程第7 議案第44号鳴沢村100歳長寿祝金支給条例の一

部を改正する条例を定める件

- 日程第 8 議案第 4 5 号鳴沢村老齡者厚生年金支給条例の一部
を改正する条例を定める件
- 日程第 9 議案第 4 6 号平成 3 0 年度鳴沢村一般会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 1 0 議案第 4 7 号平成 3 0 年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 1 議案第 4 8 号平成 3 0 年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 2 議案第 4 9 号平成 3 0 年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 3 議案第 5 0 号平成 3 0 年度鳴沢村後期高齡者医療特
別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 4 一般質問

◎議長挨拶

議長（佐藤博水君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第4回定例会開会に先立ちまして、ご挨拶申し上げます。

本日ここに平成30年第4回鳴沢村議会定例会へのご参集をお願いいたしましたところ、議員の皆さんには、ご多忙の折、全員の出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

平成30年の師走も3分の1余りを過ぎ、ことしも残すところあとわずかとなりました。ことしは、6月、大阪北部の地震、7月、西日本の豪雨、全国的に記録的な猛暑、9月、北海道地震、10月の台風では本村も樹木の倒木等により一部の地域が長期にわたり停電するなど各地で甚大な災害と異常気象が発生した年でありました。平成最後の31年、新元号元年は災害のない年であることを念じたいと思います。

夕べからの雪も大きくならなくてよかったと思っております。寒さも大分厳しくなってきました。インフルエンザ等の流行等も心配されます。自分自身の体調管理にはくれぐれもご留意され、さらに議員活動に励まれますようお願いいたします。

さて、今定例会の審議は、条例改正、平成30年度一般会計並びに特別会計の補正予算等であります。慎重審議いただきますようお願い申し上げまして挨拶といたします。

開会 午前10時02分

議長（佐藤博水君） ただいまから、平成30年第4回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長挨拶

議長（佐藤博水君）　ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長　小林　優君。

村長（小林　優君）　改めましておはようございます。

本日より鳴沢村議会第4回定例会をお願いしたところ、議員さん、全員の参会の中、開会できますことに感謝を申し上げます。

全国では、本年においても西日本豪雨の土砂災害、大阪北部地震、北海道胆振東部地震、また、台風被害等の災害が各地で多発し、大勢の方がお亡くなりになりました。犠牲になった方々のご冥福をお祈りし、1日も早い復興を願うものです。鳴沢村でも台風21号、24号による倒木による家屋や車両への被害と停電が続きましたが、人的被害はなく、安堵したところでもあります。

また、村の行事も村民体育祭りは雨天のため、屋内テニスコート場で開催することができましたし、紅葉マラソンは晴天の中、実施できました。議会初め村民の皆様のご協力、ご支援に感謝申し上げます。

本定例会では、条例改正5件、補正予算5件を上程しております。各議案とも慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。平成最後の12月定例議会開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（佐藤博水君）　これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1　会議録署名議員の指名

議長（佐藤博水君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、小林清一君、小林昭一君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（佐藤博水君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、地方自治法第199条第1項の規定による、平成30年度行政監査について、監査委員から監査結果の報告を求めます。
監査委員 渡邊明雄君。

監査委員（渡邊明雄君） 地方自治法第199条第1項の規定に基づき実施しました行政監査について報告いたします。

11月13日及び16日の2日間、代表監査委員の梶原先勝氏及び私で、事業の執行状況、補助金交付事務、入札事務の3項目について、行政監査を行いました。

事業執行状況については、平成30年度における全239項目のうち、100万円以上、かつ10月22日現在で執行率が50%を下回る事業を抽出し、その中の31事業を対象として、事業執行状況調査票により所属長から資料を求め、説明を聴取

する方法で審査いたしました。

補助金交付事務については、平成29年度一般会計において、一補助事業者について50万円以上の補助金を交付している19事業を対象とし、所属長から補助金交付申請書及び交付決定通知などの一連の書類の提出を求めて説明を聴取し、鳴沢村補助金等交付規則等に基づいて、交付事務が適正に行われているか審査いたしました。

入札事務につきましては、平成30年度において、10月末日までに執行された9件の入札を対象とし、一連の書類の提出を求めるとともに、総務課長より説明を聴取し、鳴沢村財務規則等に基づいて、事務が適正に行われているか審査いたしました。

この行政監査の結果につきましては、同条第9項の規定により、11月16日付で村長及び議長へ報告書を提出しております。

詳細につきましては、過日議長名で同報告書の写しが全議員に配布されておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、行政監査の報告を終わります。

議長（佐藤博水君） 次に、平成30年第3回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 三浦利雄君。

議会運営委員長（三浦利雄君） 7番 三浦利雄。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成30年第3回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月3日午前11時及び5日の午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

3日は委員4名、5日は委員全員と、両日ともに議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず12月3日の委員会で決定された事項は次の3項目でございます。

1、会期は本日より12月18日までの7日間とし、詳細は配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、12月5日正午までとすること。

以上であります。

次に、12月5日の委員会で決定された事項については、次の1項目です。

1、12月5日正午に通告が締め切られた5名5件の一般質問通告書の取り扱いについて、三浦直樹議員の通告書は、本人に通告の取り下げを検討してもらうことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 総務教育厚生常任委員長 小林昭一君。

総務教育厚生常任委員長（小林昭一君） 4番 小林昭一。

総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成30年第3回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月5日午後4時30分より委員会を招集いたしました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村グラウンドゴルフ部との意見交換についての1件です。

委員会開催に先立って、議員控室において、達者で元気な高齢者が多く在籍している鳴沢村グラウンドゴルフ部の方々と座談会を開催し、村の行政全般に関してご意見やご要望を伺いました。

座談会終了後に、議員控室で委員会を開催し、意見を聴取したグラウンドゴルフ部の方々から挙げられたご意見やご要望について協議を行いました。

協議を行った結果、いきいき広場へのベンチの配備などについて、今後開催される議員協議会へ、総務教育厚生常任委員会から協議事項として提案することに決定しました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 建設産業経済常任委員長 三浦直樹君。

建設産業経済常任委員長（三浦直樹君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成30年第3回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月10日午前9時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員4名と議長、会議事件説明のため振興課長、土木担当2名、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、平成30年度道路工事等の進捗状況についての1件です。

会議では、担当課より平成30年度に行われた、また現在行われている村道工事などについて、工事名、場所、工事概要、工期、請負金額及び請負業者等の説明と進捗状況等の報告を聴取いたしました。

また、委員会終了後に、道の駅なるさわの現地視察を実施しました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了します。

議長（佐藤博水君） 広報常任委員長 小林清一君。

広報常任委員長（小林清一君） 3番 小林清一です。

広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成30年第3回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

10月24日午後1時30分より、議員控室において広報常任委員会を開催しました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第34号（案）についての1件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第34号について、レイアウトや掲載する記事の内容などについて協議し、先月11月1日に全戸配布いたしました。

今回の議会だよりでは、平成29年度決算認定の記事をトップ項目とし、また総務教育厚生常任委員会によるスポーツ推進委員との座談会や、議会から村長へ要望書を提出した件についても特集として掲載いたしました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（佐藤博水君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの7日間と決定しました。

◎日程第4 議案第41号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件

議長（佐藤博水君） 日程第4、議案第41号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺一博君） 議案第41号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

人事院の平成30年8月10日付の給与に関する勧告並びに一般職の国家公務員の給与改定、また山梨県職員の給与改定等を踏まえ鳴沢村職員給与条例についても一部を改正する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

今回の主な改正点としては、55歳を超える職員に対する昇給抑制と、国・県の給与改定を踏まえた内容となっております。

1ページをごらんください。

初任給、昇格及び昇給の基準として第5条第6項中、「職員」の後に「（55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの。次項において同じ。）を超える職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、また、「4号給」の後ろに「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給）」を加えるものであります。

また、同条第7項では、「（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項前段中「4号給」とあり、かつ同項後段の規定の適用を受けない場合には、「2号給」とする。」を、「を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。」に改めるものであります。

55歳を超える職員に対する昇給抑制措置につきましては、平成24年度の人事院勧告に基づいて一般職の職員の給与に関する法律等が改正され、国では55歳を超える職員については、標準の勤務成績では昇給をさせずに、勤務成績が特に良好の場合に1号給、極めて良好な場合に2号給以上の昇給と、このような昇給抑制措置が平成26年1月1日から実施されております。

本村におきましては、これまで国家公務員と地方公務員との給与水準をあらわすラスパイレス指数が低い状況が長年続いており、また、類似する地方公共団体の平均値と比較しても、長年

低い状況が続いていたため、55歳を超える職員に対する昇給抑制は行っておりませんでした。平成29年4月1日現在のラスパイレス指数が全国町村の平均値とほぼ同等の指数となったことから、昇給抑制措置を講ずるものであります。

次の第9条の2以降につきましては、月例給、ボーナス等の引き上げ勧告等を踏まえた改正でございます。

まず、初任給調整手当について、第9条の2第1項第1号の医師及び歯科医師関連の初任給調整手当を月額41万4,300円から月額41万4,800円に、第2号の医学または歯学に関する専門的な知識が必要となる職員については、月額5万700円から月額5万800円へ引き上げるものであります。

宿日直手当につきましても、第15条の2第1項の勤務1回につき4,200円を4,400円に、3ページ、医師または歯科医師については2万円を2万1,000円に、執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合は、それぞれ6,300円を6,600円に、3万円を3万1,500円へ、また、第2項の常直的なものについては、月額宿日直手当の上限を2万1,000円から2万2,000円に引き上げるものであります。

次に、第17条の勤勉手当につきましては、4ページ、第2項第1号の一般職員については0.9月から0.95月に、特定幹部職員については1.1月から1.15月に引き上げ、第2号の再任用職員についても同様に0.425月から0.475月に、再任用特定幹部職員については0.525月から0.575月へ引き上げるものであります。

なお、これらの改正により、平成30年度12月期の期末勤勉手当は2.275月から2.325月へと、0.05月分引き上げられ、平成30年度の期末勤勉手当の合計は年間で4.4

5月分となります。

次に、5ページから9ページにつきましては、行政職給料表及び看護・保健職給料表となります。本給料表に関しても、国家公務員の俸給表に準じ、平均0.2%の引き上げ改定を行うものであります。

10ページをごらんください。

第2条に関しては、先ほどの改正が施行され、溶け込んだ形のをさらに改正するもので、施行期日ごとに条建てにしたものでございます。

第16条の期末手当につきましては、第2項中、「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額」を「100分の130」に、特定幹部職員にあっては「6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5」を「100分の110」に改正し、第3項の再任用職員に対する前項の規定の適用についても、「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」に改正するものであります。

第17条の勤勉手当につきましては、第2項第1号中、一般職員は「100分の95」を「100分の92.5」に、特定幹部職員は「100分の115」を「100分の112.5」に、第2号で、再任用職員は「100分の47.5」を「100分の45」に、再任用特定幹部職員は「100分の57.5」を「100分の55」に改正するものであります。

これらの改正につきましては、平成31年4月1日以降に適用される期末勤勉手当を、今回引き上げた0.05月分を6月と12月期に振り分けるために、所要の改正を行うものであります。

す。

なお、これにより平成31年度の年間期末勤勉手当は、平成30年度と同様に4.45月分となります。

12ページをごらんください。

附則として、第1項、施行期日等は、第1条の改正は公布の日から施行し、第2条の改正は平成31年4月1日から施行するものとし、第2項で、第1条中、第9条の2第1項第1号及び第2号並びに第15条の2第1項及び第2項並びに別表第2から別表第2の2までの初任給調整手当、宿日直手当、給料表に関する規定は平成30年4月1日から、第17条第2項の勤勉手当の規定は、同年12月1日に遡及して、適用するものであります。

また、第3項で給与内払いのみなし規定を、第4項で規則委任を規定するものであります。

以上で、議案第41号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） この昇給によって、職員の総給料は上がってくるのであれば、幾らぐらいになるんですか。

議長（佐藤博水君） 総務課長。

総務課長（渡辺一博君） これは予算書のほうで出てきますが、今回、一般会計及び特別会計のほうで人件費の補正予算を組んでいます。その中の今回の人件費の総額が247万3,000円ということになりまして、これ全額ではないんですが、これに近い数字が今回の給与改定分ということになります。

議長（佐藤博水君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第5 議案第42号鳴沢村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（佐藤博水君） 日程第5、議案第42号鳴沢村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺一博君） 議案第42号鳴沢村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、条文中

の学校教育法の引用箇所の改正を行うものであります。

内容としましては、第4条第2号中「104条第4項」を「104条第7項」に改めるものであります。

なお、附則として、施行期日は平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第42号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第6 議案第43号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件

議長（佐藤博水君） 日程第6、議案第43号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（渡辺英博君） 議案第43号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正であります前納報奨金制度は、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済状況のもとで、市町村の財政基盤強化のため、税収の早期確保や納税意識の向上等を目的に全国の自治体で導入されましたが、日本経済の発展に伴い金融機関の増加による窓口納税、口座振替、コンビニ収納等の普及もあり、納税の便宜が図られたことで、納税者の意識も高まり、導入時の目的は達成されました。

また、一括納付をしたくても納税資力に余裕がない方には前納報奨金制度の恩恵を受けられないことや他税目との間に不公平感が生じており、全国的にも廃止傾向であり、県内市町村でも約8割の自治体が廃止済み、または廃止予定であります。

今後も廃止する市町村が増加していくことが見込まれるため、本村でも固定資産税の前納報奨金制度を廃止するものであります。

ただし、納税者への周知や、また、納付方法を変更される場合の手續に一定期間が必要なことから、施行期日は平成32年4月1日として、平成32年度以後の固定資産税から適用するものであります。

以上で議案第43号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番 三浦利雄君。

7番（三浦利雄君） 7番 三浦利雄。

固定資産税が年間大体5億円ですけれども、そのうちの、この対象の前納の金額と、それから報奨金の金額は30年度はどんな実績だったか、ちょっとその辺を教えてください。

議長（佐藤博水君） 税務課長。

税務課長（渡辺英博君） 前納報奨金で納付されている税金については、3億5,000万円ほど前納報奨金で納めてあります。その中で、報奨金の金額が580万円ほどとなっております。

議長（佐藤博水君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第7 議案第44号鳴沢村100歳長寿祝金支給条

例の一部を改正する条例を定める件

議長（佐藤博水君） 日程第7、議案第44号鳴沢村100歳長寿祝金支給条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（三浦寿得君） 議案第44号鳴沢村100歳長寿祝金支給条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、鳴沢村内において新たにサービスつき高齢者住宅が事業開始したことに伴い、100歳長寿祝金の支給対象の条件を明確にするため、修正するものであります。

改正内容としましては、議案の2枚目をごらんください。

第2条第2項中、「又は」を削除し、「老人福祉施設等に入所しているとき」の次に「、又はサービス付き高齢者住宅へ入居しているとき」を加えるものであります。これは、サービスつき高齢者住宅は、老人福祉施設等には含まれませんが、同様のサービスを受けられる施設であり、老人福祉施設に準ずる施設と判断されることから、祝い金の支給対象外となり、条例内にサービスつき高齢者住宅について記載することで支給条件を明確にするため改めるものであります。

附則としまして、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第44号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第8 議案第45号鳴沢村高齢者厚生年金支給条例
の一部を改正する条例を定める
件

議長（佐藤博水君） 日程第8、議案第45号鳴沢村高齢者厚生年金支給条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（三浦寿得君） 議案第45号鳴沢村高齢者厚生年金支給条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、鳴沢村内において新たにサービスつき高齢者住宅が事業開始したことに伴い、高齢者厚生年金の支給対象の条件を明確にするため修正するものであります。

改正内容としましては、議案の2枚目をごらんください。

第2条第2項中、「又は」を削除し、「老人福祉施設等に入所しているとき」の次に「、又はサービス付き高齢者住宅へ入居しているとき」を加えるものであります。これは、サービスつき高齢者住宅は、老人福祉施設等には含まれませんが、同様のサービスを受けられる施設であり、老人福祉施設に準ずる施設と判断されることから高齢者厚生年金の支給対象外となり、条例内にサービスつき高齢者住宅について記載することで支給条件を明確にするため改めるものであります。

附則としまして、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第45号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第9 議案第46号平成30年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）

◎日程第10 議案第47号平成30年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

◎日程第11 議案第48号平成30年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

◎日程第12 議案第49号平成30年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）

◎日程第13 議案第50号平成30年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤博水君） 日程第9、議案第46号平成30年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）から日程第13、議案第50号平成30年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第46号平成30年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）から議案第50号平成30年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

平成30年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するも

のとして新たに6, 254万4, 000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を27億9, 213万2, 000円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、村道改良事業1, 360万8, 000円、介護保険特別会計繰出金498万2, 000円、母子保健事業72万円などで早急に対応しなければならないものとして計上しております。これらの事業実施に係る財源として前年度からの繰越金2, 205万7, 000円、国庫支出金54万6, 000円、県支出金27万3, 000円を見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む平成30年度予算と平成29年度から平成30年度に繰越明許させていただいた予算の総額は28億7, 330万2, 000円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第46号から議案第50号までの提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号から議案第50号までの5件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第14 一般質問

議長（佐藤博水君） 日程第14、一般質問を行います。

ここで、一般質問の通告取り下げの報告をいたします。

三浦直樹議員から一般質問通告の取り下げの申し出がございましたので、これを許可いたしました。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡邊政司君からの「自然災害に強い、防災を兼ねた並木通りづくりについて」の質問を許します。5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） 5番 渡邊政司。

自然災害に強い、防災を兼ねた並木通りづくりについて、村長に伺います。

ことは、超大型台風による自然災害が全国各地で発生しました。9月21日に発生した台風24号は、JR東日本が初めて首都圏の路線を計画運休させるなど交通機関にも影響を及ぼし、さらに静岡県を中心に大規模な停電が発生しました。

この鳴沢村でも、大田和地区や別荘地では、台風が過ぎ去った後も約1週間にも及ぶ長期停電が発生しました。

温暖化による台風の超大型化や管理の行き届かない山林の増加により、倒木による通行止めや電線の切断による停電の危険性は増してきていきます。

災害に強い村づくりには、電線の通っている大坂道、鳴沢ゴルフに通ずる道、かやつけ林道等の主要な道路沿いの危険な樹木を事前に除去、整備していく必要があります。

現在、主要な道路に倒木の危険性がある箇所は何ヶ所ありますか。また、危険な樹木を事前に除去、整備する予防策と実施件数をお聞かせください。

主要な道路を災害予防区域として指定して、並木通りを新たに設ければ、道路際の雑木もなくなり、倒木による停電や通行止めによる孤立化も防止できます。また、もみじを植えれば、ロードレース大会のころには紅葉してちょうど見ごろとなります。

災害予防区域を指定して、並木通りを設けるお考えはありますか。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の質問にお答えいたします。

まず、最初の質問につきましては、送電は、この地方は東京電力で行っておりますので、電線を管理している東京電力に問い合わせをいたしました。東京電力では、5年に一度点検を行い、1年一度、立ち枯れなどの危険性のある障害木の除去作業を実施しているということで、箇所数の把握は地域ごとにしており、路線ごとの管理はしていないとのことでした。

今回の台風により、役場振興課でも、通行に支障をきたしました村道への倒木20本を処理したほか、東京電力で処理した倒木は約200本とお聞きしておりますが、このうち約9割が別荘地内の立木とのことでした。この原因は、別荘所有者の多くが景観への配慮を優先した結果、危険立木の伐採について承諾を得ることが難しく、今回の台風で被害が拡大した要因だと考えられます。

今後の対策といたしまして、東京電力及び土地所有者への支障木の把握と除去について適切に管理することを依頼し、停電による事故防止に努める必要があると考えております。

2番目の質問について、政司議員が考えている村道や林道沿いはほとんどが民有地になっており、土地や木材の価格観は低下していますが、有償無償を問わず土地所有者の理解を得ることは非常に困難なことと思います。また、主要路線沿いを伐採するとなると電線などが邪魔になり、伐採費用も相当な金額になり、村で負担することは不可能であります。

今回の質問に関しましては、電線を管理している東京電力と土地所有者が責任を持って対応していくことが必要だと考えておりますので、災害予防区域などの指定は考えられません。

以上で、渡邊政司議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 5番 渡邊政司君。

5 番（渡邊政司君） 5 番 渡邊政司。

倒木による長期停電や通行止めによる孤立化を繰り返しているのは、別荘地やこの鳴沢村に住みたいという人はいなくなります。また、鳴沢村の価値も下がってしまいます。

並木通りの参考例としては、近隣の町村にもよい例はたくさんありますが、紅葉台センチュリーヴィラの隣地にもすばらしいもみじ並木があります。こういったよい事例を参考にして、自然災害に強い村づくりをするよう再考をお願いし、質問を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、「商工業振興施策について」の質問を許します。8 番 小林利雄君。

8 番（小林利雄君） 8 番 小林利雄。

商工業振興施策について、村長にお伺いいたします。

長い不況も大企業を中心に回復して、国の税収も大幅に伸びております。

鳴沢村の将来を見据えて、村内産業の育成は不可欠な要素となっております。ついては、地域の経営団体である商工会と連携を密に図り、小規模事業者持続化補助金の活用、創業支援事業、商工業振興資金利子補給、有利な融資あっせん、各種経営相談などを通じて村内の産業育成を行っていくことが大切であると考えております。

さらに、中小企業の 9 割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、経済の好環境を隅々まで届けていくためには、その活力を最大限に発揮させることが重要な要件です。

しかしながら、小規模事業者は、人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面しており、

売り上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等さまざまな課題を抱えています。

そこで、小規模企業振興基本法（小規模基本法）が、小規模企業の振興に関する施策について、総合的かつ計画的に、そして国、地方公共団体、支援機関等が一丸となって戦略的に実施するために2014年に施行されました。

これを受け、今後、鳴沢村が持続可能な経済構造を構築していくためには、各種施策を着実に推進していくことが望まれます。そして、中小企業が本村の発展を牽引する重要な役割を担っていくためには、社会全体で中小企業の振興に関する施策を推進することが必要不可欠であります。

中小企業の振興を村政の重要な柱として位置づけ、地域経済を活性化し、豊かで暮らしやすい村の実現に寄与するための中小企業振興条例はどのような内容で、いつごろ制定するのかお伺いいたします。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林利雄議員の質問にお答えさせていただきます。

中小企業や小規模事業者は、地域経済を支える重要な存在であり、国が定めた小規模企業振興基本法に基づき、中小企業の振興と村の活性化を考え、中小企業振興条例を制定する考えがあるかという質問ではありますが、現在、村内の中小事業者は約100件であり、河口湖商工会の約7.5%の会員となっております。

村では、河口湖商工会と連携し、商工業事業者に利子補給金の補助と資金融資制度による支援を行っております。

ご質問にありました小規模企業振興基本法は、平成26年6月に施行されたもので、全国の1,741市町村のうち346の

市町村で条例を定めましたが、このうち村で条例を定めたのは15村と少ない状況です。

具体的には、「国の制度改正があるものではなく、小規模事業者の事業を持続的に支援していく」という基本的理念を示した内容となっております。行政の責務、商工会の役割、中小・小規模事業者の地域社会への貢献などを明確にしたものです。

また、本村の場合は広域的に富士河口湖町と一緒に河口湖商工会と連携し、中小・小規模事業者への支援を実施しております。

このような広域的支援体制となっておりますので、富士河口湖町や河口湖商工会との連絡を密にし、今後、全国や県内の状況を踏まえ、条例制定を検討してまいりたいと思っております。

以上で小林利雄議員への質問の答弁とさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 山梨県には24の商工会があります。そのうち17商工会管内の市町村が中小企業振興条例が制定されております。残念ながら郡内の市町村では1ヶ所もありません。鳴沢村が他の市町村の見本になるよう、1日も早く中小企業基本条例を制定することを期待いたしまして、質問を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で小林利雄君の一般質問を終わります。

次に、「その後の村政運営は」の質問を許します。4番 小林昭一君。

4番（小林昭一君） 村長は、3期目を早くも半期終了し、村政の運営を担っておりますが、村政運営についてお尋ねをいたします。

選挙公約の進捗状況についてお尋ねします。

2、これからの村政運営はどのように行いますか、お尋ねします。

以上です。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員の質問にお答えします。

平成28年1月の選挙から、はや2年11ヶ月が経過しましたが、この間、議員の皆様には村政運営に多大なるご協力をいただいたことに改めましてお礼を申し上げますとともに、村民の皆様には、村政運営に対しますご理解をいただき感謝を申し上げます。

平成28年の選挙時に多くの事業を公約し、掲げて、当選させていただくことができました。

その選挙公約といたしまして、子ども医療費助成を高校生まで拡大、不妊症で悩んでいる夫婦の経済的負担を軽減するための不妊治療費の助成を行い、28年、29年度で合わせて6件の申請がありました。うち2件で出産の報告があり、30年度では3件の方が現在、不妊治療を受けておられます。31年度には、結果の報告があると思われます。

また、魔王天神社から三湖台への登山道の整備と除間伐を実施するとともに、観光パンフレットへ新たに魔王天神社コースとして掲載し、観光客への周知を図りました。魔王天神社コースの整備にあわせて、登山コースと一体的に利用してもらうことを目的に、特別天然記念物に指定されている鳴沢の溶岩樹型内の除伐を行いました。

ほかに今年度内には、紅葉台から字物見処を通り、西部出張所付近へつながる作業道の新設と物見処西側の山林の景観伐採を里山再生事業により山梨県で整備していただくことになっております。

この作業道の整備により、道の駅を拠点に魔王天神社から三湖台を通り、新しい作業道から道の駅に戻れる気軽な周遊ルートができ、道の駅の活性化につながることを思っております。

農産物の6次化の一環といたしまして、ブルーベリー生産組合と民間企業が協力し、商品化したブルーベリーパイの販路拡大を実施するために補助金などの交付も実施しております。

また、平成27年度に策定しました鳴沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、新たな周遊バス導入・運航支援、観光専用サイトの構築・運用、地域活性化策等の公募及び実施団体への支援、いわゆる婚活のサポートとして未婚の男女の結婚を促進し、少子化の解消を図ることを目的とした交際支援、第2子以降の保育料の無償化、コミュニティFMの開局と支援、開業医の誘致、景観リーダーの育成について議員の皆様のご理解とご協力のもとに実現することができましたことに改めましてお礼を申し上げます。

これらの事業のほかにも、私が就任してから光ケーブル網の整備、消防ポンプ自動車2台の購入と両分団の詰め所の建てかえ、道の駅のトイレ改修や入り口の自動ドア化、行政事務を行う上で必要となる電算システムの入れかえなど多くの事業を実施しましたが、予算編成時に無駄を省くとともに、優先順位付けをしっかりと行い、補助金などの財源確保を積極的に行った結果、財政調整基金や公共施設建設基金などの基金は、私が就任した当時と比較して14億1,400万円ほど積み増しを行うことができました。また、起債の残高も就任当時8億1,100万円ほどありましたが、29年度末の現在高は4億7,300万円ほどになり、約3億3,700万円減額することができました。

今後、残りの任期につきましても、庁舎建設基本構想・基本計画の策定に伴い、東京オリンピック後の着手を見据えた事前準備などを考えていくとともに残された公約や課題に鋭意取り組んでいく所存でありますので、今後も引き続き皆様方の温かい

ご支援をいただけますようお願い申し上げます、小林昭一議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 4番 小林昭一君。

4番（小林昭一君） 4番 小林昭一。

大変な取り組みをしていただいてまことにありがたいと思います。

1つ、子育て支援というか少子化支援の中で、希望があれば保育所を認定こども園に移行し、保育に幼児教育機能を追加することも可能ですというふうな項目がありましたが、広く村民アンケートをとって、このような検討をする考えはありますか。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） これは村民にアンケートをとったわけではありませんが、保育園の保護者さんの意向を聞いたところ、まだそのような考えはないというような回答をいただいております。

議長（佐藤博水君） 以上で小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、「小学校の英語教育の進め方について」の質問を許します。3番 小林清一君。

3番（小林清一君） 3番 小林清一です。

小学校の英語教育の進め方についてですが、小学校の英語教育が2020年より本格的に導入されます。世界の共通語であり早期に学ぶことは大変重要なことだと思います。時間割の組み方及び担当の先生方や専門家の配置など進め方について説明していただきたい。また、中学校・高校との連携はどのようにかかわっていくのか見解を伺います。

議長（佐藤博水君） 教育長。

教育長（渡邊伸一君） 鳴沢小学校の英語教育の現状についてご説明申し上げます。

小林清一議員ご承知のとおり、平成29年に新学習指導要領が

公示され、小学校が平成32年度から、中学校が平成33年度から全面実施されます。新学習指導要領の教育内容の改善事項の一つに外国語教育の充実が掲げられております。具体的には、小学校の高学年5、6年生の外国語科、中学年3、4年生の外国語の活動の導入であります。

本村では、昨年度、小学校英語科の平成30、31年度の移行期間の先行実施を決定いたしました。外国語科の教員は、中学校で英語授業を行った経験のある教員経験者3名を富士河口湖町が雇用し、富士河口湖町と鳴沢村の9小学校を分担しております。

鳴沢小学校高学年の英語科授業は、外国語学科の教員と担任で木曜日、金曜日に各1校時、この1校時というのは45分間になります。週2校時、年間70校時の授業時間を確保しております。

教科の内容は、平成32年度の完全実施と同等レベルの内容の教材を使用し、「英語によるコミュニケーション能力の基礎を養うこと」を目標とし、具体的には英語のスキル（聞く、話すをベースとし、その上でアルファベットを読む、書くを学ばせる）を育てることを主眼において授業を行っております。

時間数は、昨年度までの外国人講師と担任で行う外国語活動が週1校時、年間35校時でしたので、35校時ふえたこととなります。

また、中学年は、木曜日に1校時、週1校時、年間で35校時を外国人講師と担任で行う外国語活動を行っております。活動内容は、「カード、音楽、運動を取り入れ、英語の音になれ親しむこと」を目標とし、時間数は、昨年度より年間27校時の増となっております。

新学習指導要領に規定されておりませんが、低学年の1、2年

生は、従来の年間8校時から16校時の外国語活動を実施しております。

次に、中学校、高校との連携についてのご質問ですが、高校との連携は、中学校で検討する課題であると思いますので、中学校との連携について答弁させていただきます。

湖南中学校で富士河口湖町の小学校卒業生と鳴沢小学校卒業生がともに学ぶことから、小学校5、6年生の英語学科の導入については、中学校入学時に同じ英語能力を有するよう富士河口湖町と歩調を合わせるため協議し、先行実施することを決定しました。

小学校で教える教科内容と中学校で教える教科内容は、学習指導要領で示されておりますので、小学生から中学生に段階的につながるよう教科内容が編集されます。

また、小学校英語科の指導方法については、河口湖畔教育協議会や南都留教育協議会の教科研究会の英語部会で鳴沢小を含む多くの小学校教員が参加し、研究をしております。富士河口湖町教育センターの外国語活動研究会等の研修会にも富士河口湖町の小・中学校代表とともに鳴沢小代表も参加し、情報交換を行ってきております。今後、完全実施に向け教科の研究、指導等の研修、交流が進むものと考えております。

以上で小林清一議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 3番 小林清一君。

3番（小林清一君） 先行実施等、だいぶいい方向でやられていると思いますが、学習の評価は担当の教師が行い、また町単教員といえますか、富士河口湖町で雇用する人との連携が大変だと思えます。よく連携を密にして、また落ちこぼれののないような体制で教育を進めていただきたいと思います。

以上で質問は終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で小林清一君の一般質問を終わります。
以上で一般質問を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は12月13日から17日までの5
日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は12月13日から17日までの5日間を
休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は12月18日午後3時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時16分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年12月12日

議会議長

署名議員

署名議員

平成30年第4回12月18日再開

1、出席議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	渡邊明雄
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	佐藤博水		

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 副村長 渡邊昭訓
教育長 渡邊伸一 総務課長 渡辺一博
税務課長 渡辺英博 企画課長 渡辺安司
福祉保健課長 三浦寿得 住民課長 小林昌信
振興課長 木暮富人 教育課長 渡邊 積
会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充
議会事務局長書記 渡辺 和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第46号平成30年度鳴沢村一般会計補正予算
(第3号)
日程第4 議案第47号平成30年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第2号)
日程第5 議案第48号平成30年度鳴沢村簡易水道事業特別

会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第49号平成30年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算（第1号）

日程第7 議案第50号平成30年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計補正予算（第1号）

日程第8 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 0 0 分

議長（佐藤博水君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤博水君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、渡邊政司君、渡邊明雄君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（佐藤博水君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

平成 3 0 年第 3 回定例会以降に開かれました、一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、6 番 渡邊明雄君。

6 番（渡邊明雄君） 一部事務組合議会報告をさせていただきます。

平成 3 0 年鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会第 3 回定例会についての報告をさせていただきます。

9 月 2 7 日午前 1 0 時より招集され、会議が行われました。

議員 1 4 名と、会議事件説明のために執行部 2 名の出席がありました。2 名の欠席、1 名遅刻の届け出がありました。

本会議においては、まず会期が 2 7 日の 1 日間と決定されました。

会議事件は、8 件で、内容と主な内容は、補欠議員の議席の指

定、委員会の所属、会議録署名議員の指定、平成30年度一般会計歳入歳出、これは特に変動はありませんでした。総額が1億5,535万4,000円とする件です。

主な内容は、林業用パワーショベル、キャタピラーゴムパット取りかえ、平成30年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計、これについては補正予算、特に変動はありません。総額が7,804万円とする件です。

主な内容は、売店用軽四バンオートマ車を購入いたしました。

平成29年度一般会計歳入歳出決算認定、歳入が1億6,691万円、歳出9,903万4,000円、実質収支額6,787万6,000円の件です。

雑入といたしまして、セシウム汚染による入山鑑札賠償金が東電より233万8,217円入っております。

平成29年度美化協会会計歳入歳出決算、歳入1億5,090万9,107円、歳出5,362万5,000円、歳入歳出差引残高5,228万3,659円の件です。

主な内容は、売店収入が4,657万4,000円、これは、1,157万4,000円増であります。県営北麓駐車場出店収入314万2,000円、64万2,000円の増です。園芸収入が115万2,000円、65万2,000円の増です。

以上、歳入増が1,286万9,000円となっております。

以上、会議事件は、8件、全員賛成で認定されました。

そのほかといたしまして、庁舎は平成28年から29年にかけてリフォームいたしましたが、耐震診断は済んでおりません。

富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画について、3合目樹海台拡幅計画についての説明がありました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会第3回定例会議についての報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 河口湖南中学校組合議会、6番 渡邊明雄君。

6番（渡邊明雄君） 続きまして、平成30年度第2回河口湖南中学校組合議会定例会についての報告をさせていただきます。

9月27日午前10時より招集され、会議が行われました。

組合議員14名と、会議事件説明のために渡辺喜久雄組合長、小林優副組合長ほか執行部4名、教育委員会5名の出席がありました。組合議員1名の欠席の届けがありました。

本会議においては、まず会期が27日の1日間と決定されました。

会議事件は、5件で、内容と主な内容は、補欠議員の議席の指定、会議録署名議員の指定、平成29年度一般会計歳入歳出決算認定について。歳入合計、収入済額が2億3,833万2,000円、歳出合計、支出済額2億3,427万6,000円、歳入歳出差引残額が405万6,000円とする件です。

主な内容は、歳入分担金、鳴沢村が3,309万6,043円、富士河口湖町が1億7,224万3,059円、平成24年度から行われていました校舎改築事業が平成27年度末で終了し、大きな事業は特になく、ほとんどが経常収支の支出であります。

河口湖南中学校組合スクールバス購入基金は平成29年度末残高が3,289万8,855円あります。組合債の平成29年度末で未償還現在高が7億3,537万6,424円となっております。

監査委員の同意を求める件で、富士河口湖町、渡辺幸吉氏が監査委員に任命されました。

以上、全員賛成で認定されました。

それから、その他といたしまして、12月の議会で国の補正予算が決まれば、教室へエアコンを導入する予定であります。

以上で平成30年第2回河口湖南中学校組合議会定例会議につ

いての報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 青木が原ごみ処理組合議会、2番 渡辺圭一君。

2番（渡辺圭一君） 青木が原ごみ処理組合議会について報告させていただきます。

平成30年11月14日招集され、9時半より会議が行われました。

出席者は議員8名と、会議事件説明のために、渡辺喜久男富士河口湖町長、副管理者の小林優村長、青木が原ごみ処理組合三浦悦郎所長、会計管理者羽田牧子氏、監査員オザワヨシオ氏の出席がありました。

会議において、会期を11月14日、1日間と決定されました。

平成29年度青木が原ごみ処理組合一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入額6,711万7,000円、歳出額5,533万円、差引1,658万4,000円は、次年度の繰り越しになりました。

全会一致で承認されました。

以上です。

議長（佐藤博水君） 青木ヶ原衛生センター議会、3番 小林清一君。

3番（小林清一君） 平成30年第2回青木ヶ原衛生センター議会報告をさせていただきます。

11月14日午前11時より招集され、会議が行われました。

議員12名と、会議事件説明のため、管理者の渡辺喜久男、富士河口湖町長及び副管理者の小林優村長並びに事件説明のため渡辺孝所長の出席者がありました。

会期は、11月14日の1日間と決定されました。

認定第1号平成29年度青木ヶ原衛生センター一般会計歳入歳出決算の認定です。

歳入合計6,711万6,843円、歳出合計5,053万3,019円、歳入歳出差引残高1,658万3,824円。

全議員の賛成で認定されました。

その他、冒頭で管理者の渡辺喜久雄富士河口湖町長より、挨拶の中で「衛生センター設備について、築46年経過しており老朽化の対応が今後の課題である」との見解が示されました。

以上で青木ヶ原衛生センター議会定例会についての報告を終了します。

議長（佐藤博水君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、1番三浦直樹君。

1番（三浦直樹君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告をさせていただきます。

10月22日午後2時より招集され、平成30年第2回定例会が行われました。

議員23名と、会議事件説明のために、広域連合長、金丸一元南アルプス市長を初め事件説明のために執行部及び事務局9名の出席がありました。

最初に、新たに選出された議員3名の議席の指定があり、会期は1日間と決定されました。

次に、議会副議長の選挙が行われ、指名推薦により、昭和町三井猛議員が選任されました。

また、欠員となった議会運営委員会委員に北杜市、岡野淳議員、早川町、望月十四朗議員、身延町、田中一泰議員の3名が選任されました。

続いて、一般質問が行われ、大月市、西室衛議員より、負担率変更時の確定申告の書類等の添付資料の省略の検討についての

質問があり、功刀事務局長より、今後電算処理システムへの移行に伴い省略できるよう国に要望していく旨の答弁がありました。

承認第1号山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の、専決処分の報告及び承認を求めることについて。

原案のとおり承認することに決定しました。

認定第1号平成29年度一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入は、予算現額5億525万3,000円に対し、調定額、収入済額いずれも5億572万2,627円。

主な内容は、広域連合職員の人件費及び維持管理費などに充てる市町村からの事務経費の負担金並びに前年度からの繰入金であります。

歳出は、予算現額5億525万3,000円に対し、支出済額4億8,416万7,670円、不用額は2,108万5,330円。

主な内容につきましては、広域連合職員の派遣元市町村への人件費負担金、事務所等の借り上げ料及び特別会計への繰出金です。

認定第2号平成29年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入合計、予算現額1,015億3,698万2,000円に対し、調定額は1,021億4,469万5,876円、収入済額は1,021億3,568万1,355円。

なお、収入未済額の639万1,843円は、被保険者の所得更正などに伴う負担区分変更による医療費返還金等の未納分です。

歳入の主なものは、市町村で収納した保険料、国・県・市町村

が負担すべき定率負担金及び現役世代からの支援金です。

歳出は、予算現額1,015億3,698万2,000円に対し、支出済額1,011億1,645万8,264円、不用額は4億2,052万3,736円となります。

主な内容は、被保険者に対する入院、外来、調剤、歯科等の医療給付費用です。

いずれも原案のとおり認定することに決定しました。

議案第9号山梨県後期高齢者医療広域連合保険事業等支援基金条例の制定について。

これは、平成33年に助成金が廃止されることに対し財源確保のため、被保険者の健康の保持増進を目的とした保険事業等支援基金を定めるものです。

原案のとおり可決されました。

議案第10号平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,110万3,000円を増額し、それぞれ6億166万8,000円とするものです。

議案第11号平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11億265万1,000円を増額し、それぞれ1,021億5,470万9,000円とするものです。

いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第46号平成30年度鳴沢村一般会計補正

予算（第3号）

- ◎日程第4 議案第47号平成30年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- ◎日程第5 議案第48号平成30年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- ◎日程第6 議案第49号平成30年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- ◎日程第7 議案第50号平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤博水君） 日程第3、議案第46号平成30年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）から日程第7、議案第50号平成30年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長、渡邊政司君。

予算決算常任委員長（渡邊政司君） 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された、議案第46号平成30年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）から議案第50号平成30年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い本日開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された5議案について、賛

成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、村道改良事業の補償金に関しましては、従前の例にのみならず、補償対象物件の状況や近隣市町村の対応を参照するなどさまざまな要件を考慮した上で、最小限の費用となるよう熟慮して予算を執行していただくことを執行部に要請いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（佐藤博水君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略とすることに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号から議案第50号までの5件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第46号から議案第50号までの5件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤博水君） 起立全員です。したがって、議案第46号から議案第50号までの5件は、原案のとおり可決することに決

定しました。

◎日程第6 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（佐藤博水君） 日程第6、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（佐藤博水君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を、議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて平成30年第4回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後 3 時 2 1 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日

議会議長

署名議員

署名議員